

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

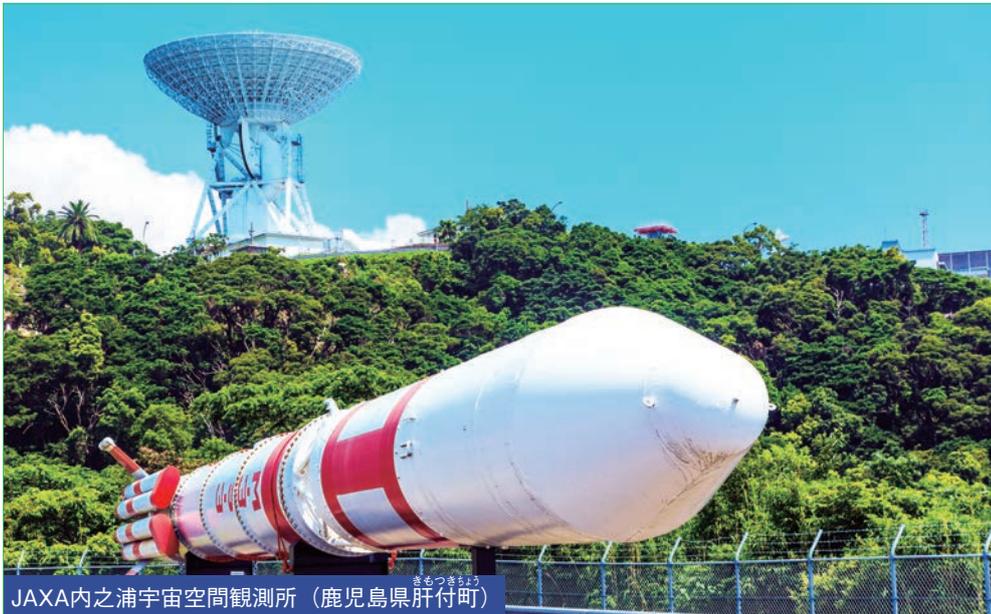
3128号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



JAXA内之浦宇宙空間観測所 (鹿児島県肝付町)

もくじ

- 政 策
- フォーラム
- 報 報
- 報 報
- 報 報
- 随 想

公職選挙法の一部改正(町村の選挙における公営拡大と供託金導入)について……(2)

平成の町普請!伊奈備前守忠次公の志を継いだまちづくりII埼玉県伊奈町……(5)

町村ご当地キャラしまん……(9)

令和元年度 公有物件災害共済事業の概要報告……(10)

令和元年度 町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告……(12)

町村を元気にするJICA海外協力隊……(14)

イタリアーノひらお……(16)

山口県平生町長 浅本 邦裕

コラム

九州豪雨災害とまちづくりリーダー

作新学院大学名誉教授・とちぎ協働デザインリーグ理事 橋立 達夫

連日の九州豪雨災害のニュースを見ながら、この原稿を書いている。すでに災害発生から1週間になろうとしている。九州の各県内には、全国屈指のまちづくり先進地があり、多くの方々が活躍されているが、今、そうした地域のほとんどすべてが甚大な豪雨被害に遭っている。心配である。

熊本県人吉市の「ひまわり亭」は、目の前を流れる球磨川の氾濫によって2mも浸水する大きな被害を受けた。本田節さんは、この郷土の家庭料理レストラン「ひまわり亭」を拠点に、「食」を核としたまちづくりを展開しておられ、その薫陶は九州はもとより、全国に広がっている。現在はご自身の被災にもかかわらず、周囲被災地への炊き出し等の支援に奔走されていると伺う。本当に頭が下がるが、ご心労はいかばかりであろうか。

九州にはその他にも、ダム建設による水没を回避し国内有数の温泉保養都市となった大分県由布市の湯布院町。湯布院と並び大分の一村一品運動の双壁となったNPC運動の大山町(現・日田市)。「コミュニティ・プランニング」でワークショップ型のまちづくりと

グリーンツーリズムの先端を走る熊本県小国町。深刻な公害被害を教訓として環境先進都市となった水俣市。熊本県内では黒川温泉の南小国町、「時代の駅むらやくば」の山江村も名高い。照葉樹林文化を軸に有機農業の先端を走る宮崎県綾町や、ワーキングホリデーで有名な西米良村。「感動と共感のまちづくり」で、人口のV字回復を達成した鹿児島県鹿屋市串良町の「やねだん」。さらにその他にも、長崎県佐世保市、小値賀町、大分県日田市、佐賀県嬉野町など、素晴らしいリーダーが居られ特色あるまちづくりが進む地域がある。

これらの地域はいずれも大きな被害を受けているが、日頃のまちづくりで培われた人のつながりの中で、リーダーの方々も復旧復興の先頭に立って活動をされておられるのである。本稿が掲載される頃には長い梅雨も明けているであろうが、被災地の復旧復興には長い時間がかかることが予想される。「コロナ禍で動きの取れない遠隔地からではあるが、どのような支援ができるかを考え、実行していきたい。

写真キャプション

1962年に設立した内之浦宇宙空間観測所は、大小400機を超えるロケットと、30機あまりの人工衛星、探査機を打ち上げ、宇宙科学研究に多大な貢献を果たしている。起伏の多い地勢の山腹を削って造成された台地に機能的な建物が配置されており、世界に類のない特色のある観測所である。

公職選挙法の一部改正 (町村の選挙における公営拡大 と供託金導入)について

山梨県知事政策局 政策主幹 行村 真生
前総務省自治行政局選挙部選挙課 調査係長

一 はじめに

令和2年の通常国会（第201回国会）において、「公職選挙法の一部を改正する法律」（令和2年法律第四十五号。以下「改正法」という。）が成立し、同年6月12日に公布された。

改正法は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することと併せ、町村議会議員選挙においても、ピラ頒布を解禁するとともに、供託金制度を導入することを目的としたものである。

本稿においては、改正法の内容等について解説することとする。なお、文中意見にわたる部分は私見であることをあらかじめお断りしておく。

二 選挙運動用ピラの頒布、任意制選挙公営及び供託金制度に係るこれまでの動き

1 各制度の経緯

(1) 選挙運動用ピラの頒布

従前、地方公共団体の選挙においては選挙運動用ピラの頒布が認められていなかったが、平成15年に国政選挙においていわゆるマニフェストを選挙運動のために頒布することができることとされて以降、地方選挙においても政権（公約（マニフェスト）

型選挙の推進を図る必要があるとして、各方面から積極的な提言があり、平成19年の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）改正により、地方公共団体の長の選挙においてピラの頒布が解禁されることとなった。

その後、全国都道府県議会議員会及び全国市議会議員会からの要請等を踏まえ、平成29年の法改正により、都道府県又は市の議会の議員の選挙においても選挙運動用ピラの頒布が認められた。

その際、町村議会議員選挙における選挙運動用ピラの頒布が解禁されなかった理由としては、

・ピラの頒布解禁は条例による公営とセットで行うことが適切であるが、町村議会議員選挙においては、供託金が不要とされていることもあり、現行法においても選挙運動用自動車の使用やポスターの作成について選挙公営の対象となっていないため、ピラの作成について選挙公営の対象とすることは、現行法の選挙公営制度全体の整合性に影響があること、

・全国都道府県議会議員会、全国市議会議員会からはピラ頒布解禁の要望が出されている一方、全国町村議会議員会からは同様の要望は

ないこと、
などが挙げられていた。

(2) 任意制選挙公営

選挙公営制度は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることを目的とするものである。

都道府県議会議員及び都道府県知事並びに市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成については、平成4年の法改正により、条例で定めることにより無料とすることができる（いわゆる「任意制選挙公営」）こととされ、選挙運動用ピラの作成についても、平成19年の法改正において都道府県知事及び市長の選挙が、平成29年の法改正において都道府県議会議員及び市議会議員の選挙が、それぞれ選挙運動用ピラの頒布解禁とともに任意制選挙公営の対象となった。

この際、選挙公営の対象選挙及び内容は、選挙の期間、選挙すべき定数、選挙区の有権者数、選挙区の広狭等を踏まえたものとされた。町村選挙については、選挙運動を行う区域の面積が一般的に狭く、選挙運動期間も短いことにより、掲示が認められるポスターの枚数も少ないな

政 策

ど、選挙運動費用が他の選挙に比べて少額で済むと考えられるため、公営制度がなくても候補者間の選挙運動の機会均等などには著しい影響はないと考えられ、導入が見送られた。

(3) 供託金制度

供託金制度は、真に当選を争う意思のない候補者の乱立や売名目的のための立候補を防止する趣旨から、町村議会議員選挙以外の選挙において設けられてきたものである。町村議会議員選挙について、昭和37年に町村長の選挙に供託金制度が導入された際の議論においては、候補者が乱立するといった状況ではなかったことから供託金制度が設けられなかったものとされている。

2 改正法に係る経緯

(1) 地方からの要望等

町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布解禁並びに町村の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営対象化については、都道府県又は市の議会の議員の選挙において選挙運動用ビラの頒布が認められた平成29年以降、全国町村議会議長会から毎年要望が出されていた。

全国町村会も、令和元年11月27日の全国町村大会において採択した要望の中に、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営対象化を盛り込んでいた。

(2) 改正法案の提出

自民党では、令和2年1月30日の選挙制度調査会・総会において、全国町村会及び全国町村議会議長会から、町村の選挙における選挙公営の拡大及び町村議会議員選挙における供託金制度の導入等について意見を聴取し、同年3月31日の同総会において、これらに係る改正法案を了承し、各党に賛同を呼びかけた。

同年5月29日、自由民主党・無所属の会、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム、公明党及び日本維新の会・無所属の会の共同提案により「公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外九名提出、衆法第十六号。以下「改正法案」という。）」が衆議院に提出され、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託された。



三 国会審議の経過

令和2年6月1日、衆議院政治倫

理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、改正法案の趣旨説明、質疑、討論及び採決が行われた結果、賛成多数で可決され、翌6月2日の衆議院本会議において可決された。

参議院においては、同年6月5日に政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託され、同日に改正法案の趣旨説明、質疑、討論及び採決が行われた。この結果、改正法案について賛成多数で可決され、同年6月8日の参議院本会議において可決、成立した。



四 改正法の内容（資料）

1 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る次の事項につき、条例による選挙公営の対象とするものとされた。

- (1) 選挙運動用自動車の使用（改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第四百四十一条第八項関係）
- (2) 選挙運動用ビラの作成（新法第四百二十二条第十一項関係）
- (3) 選挙運動用ポスターの作成（新法第四百三十三条第十五項関係）

2 町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁

町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁することとし、その上限枚数を1、600枚とするものとされた。また、ビラの種類、頒布方法、規格等は市議会議員選挙と同様とするものとされた。（新法第四百二十二条第一項第七号等関係）

- (1) 上限枚数及びビラの種類（新法第四百二十二条第一項第七号関係）
上限枚数及びビラの種類については、他の選挙と同様、通常葉書の2倍及び2種類以内を上限とされた。
- (2) ビラの頒布方法（新法第四百二十二条第六項関係）
他の選挙と同様、新聞折込みその他政令で定める方法によらなければ頒布できないこととされた。「政令で定める方法」は、市議会議員選挙等と同様、選挙事務所内における頒布、個人演説会の会場内における頒布、街頭演説の場所における頒布となる予定である。

国政選挙や地方公共団体の長の選

挙と同様、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ、選挙運動用ビラを頒布できないこととされた。

また、ビラの大きさについて、長さ29・7cm、幅21cm(A4サイズ)を超えてはならないこと、ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名(法人にあつては名称)及び住所を記載しなければならないことも他の選挙と同様である。

3 町村議会議員選挙における供託金制度の導入

町村議会議員選挙について供託金制度を導入するものとし、その額を15万円とするものとされ、供託物没収点は、市議会議員選挙と同様(当該選挙区の議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)をもって有効投票の総数を除して得た数の10分の1)とするものとされた。(新法第九十二条第一項第十号及び第九十二条第一項関係)

4 施行期日等

(1) 公布の日(令和2年6月12日)から起算して6か月を経過した日(令和2年12月12日)から施

行するものとされた。(改正法附則第一項関係)

(2) 適用区分

新法の規定は、改正法の施行の日以後その期日を告示される町村の議会の議員又は長の選挙について適用し、改正法の施行の日の前日までにその期日を告示された町村の議会の議員又は長の選挙については、なお従前の例によるものとされた。(改正法附則第二項関係)

五 その他

改正法の施行期日までに、改正法に伴い必要となる令第三百二十二条の八(町村の議会の議員又は長の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例)等の改正を行う予定としている。また、財産区の議会の議員の選挙についても、法第二百六十八条の規定により、供託金制度の導入を含め、改正法の内容が適用されることに留意が必要であろう。

(担当者)

総務省自治行政局選挙部選挙課

星野係長、中川事務官

(連絡先) 03-15253-15568

町村専用ページ「町村.com」をご覧になっていますか

<http://www.zck.or.jp/choson/>

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えています。ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。



フォーラム

現地レポート 町村独自のまちづくり

伊奈氏屋敷跡内の頭殿権現社



平成の町普請！
伊奈備前守忠次公の志を継いだまちづくり

伊奈町の概要

埼玉県
伊奈町

伊奈町は埼玉県の中南部にあり、都心から約40km圏内に位置しています。東西に2・5km、南北に7・5km、面積14・79km²の概ね楕円形で標高8m、18mの沖積層、洪積層からなる肥沃な平坦地です。

古くから農耕が営まれ、江戸時代には徳川家康に仕え、家康の国づくりを支えた代官頭の一人である、伊奈備前守忠次公が行った治水事業や新田開発によって発展しました。

昭和18年に小室村と小針村が合併する際、伊奈氏にちなんで伊奈村と命名し、昭和45年に伊奈町となりました。昭和58年には東北・上越新幹線の開業にあわせ、その高架を利用した埼玉新都市交通伊奈線「ニューシャトル」が開業し、町内に5つの駅が誕生しました。これにより交通の便が良くなること

ともに、土地区画整理事業の施行により良好な環境の住宅地が供給されたことに伴い、人口は大きく増加しました。平成22年の国勢調査では、人口の増加率は県内1位、全国でも5位と町は大きく変貌を遂げました。平成29年の年齢別人口は、19歳以下が全国では17・0%のところ21・7%、逆に60歳以上は、全国では34・5%のところ27・6%と若年層割合が高く、活気ある町でもあります。

豊かな自然と特産品

都市化が進む一方で、町内には豊かな緑の景観を呈する雑木林が多く存在し、美しい田園風景を形成する農地(水田、畑地、果樹園)の面積は町域面積の約3割を占めています。このほか、緑のトラスト保全第13号地に指定された「無線山・KDDIの森」周辺(樹



フォーラム

◀埼玉県内最大 町制施行記念公園 (バラ園)



齢80年以上の桜並木)に代表される緑豊かな自然や埼玉県内最大のバラ園等が貴重な緑地空間となっています。町制施行20周年を迎えた平成2年には、町民連帯と潤いのある情熱的なまちづくりに限らない希望を与えてくれる花として、町の花を「バラ」に指定しました。その後、町制施行記念公園内にあるバラ園の拡張を年々行い、現在では約1・2haの敷地内に400種類5,000株を超えるバラが植えられており、その規模は県内最大です。5月上旬から6月上旬にかけて見頃を迎える春バラのシーズンにはバラまつりを開催し、令和元年度は5万8千人を超える観光客が訪れました。

▶現在の伊奈氏屋敷跡



伊奈町は、古くから梨、ぶどうなど果樹の産地として知られています。埼玉県が育成した大玉系梨品種である彩玉(さいぎょく)の中でも、糖度13度以上、重量500グラム以上の品質・栽培基準を満たしている「黄金の梨」と名付けたブランド梨は、百貨店や町のふるさと納税返礼品として人気があります。忠次プロジェクト 推進協議会 始動 伊奈町には、町名の由来となった伊奈備前守忠次公がかつて生活していた伊奈氏屋敷跡があり、昭和9年には埼玉県指定史跡となりました。史跡周辺

は地域住民の方のご協力もあり、昔ながらの自然風景が残されていますが、有効的な活用については課題となっていました。そのような中、平成22年に伊奈町町制施行40周年記念・忠次公没後400年記念事業として、伊奈町商工会が「忠次シンポジウム」を開催しました。これを機に、忠次公の遺徳を偲び、町の誇りとしてその名を広く永く後世に伝える目的で、有志により、平成23年に「伊奈備前守忠次友の会」が発足しました。これにより文化的な活動が一層盛んになり、「この活動を伊奈町の活性化につなげたい」との地元住民からの要望も高まり、平成28年には官民協働に

▶伊奈氏リーフレット



▶町内外からの参加者による散策路整備の様子

による史跡周辺を起点とする新たなまちづくりを目的とした「忠次プロジェクト推進協議会」を立ち上げました。この協議会は、一般社団法人伊奈町観光協会を事務局とし、地元住民の方や商工会など町の様々な団体により構成されており、国の地方創生推進交付金を活用し、官民協働で忠次公を観光資源としたまちづくり事業を進めることになりました。にぎわいの創出 忠次プロジェクト推進協議会発足後、最初に取り組んだのが、史跡周辺の散策路整備事業です。史跡周辺を当時の面影が残る土塁等を見て歴史を感じながら歩いていただけの観光スポットとするため、平成28年から3年間で、

フォーラム



▲伊奈町産米「彩のかがやき」を利用した伊奈氏三代(日本酒)

地域住民や町外からの参加者延べ618人の方にご参加いただき、ウッドチップをまくなどとして1、220mの散策路を整備しました。

そして、平成30年には忠次公の歴史認識をもっと多くの方に深めていただくために、史跡の頭殿権現社周辺を会場に「第1回忠次公レキシまつり」を開催しました。

伊奈丸山大合戦と称したチャンバラやさつまいも掘り体験のほか、ミニライプ、地元野菜の直売や農産物加工品の販売なども行い、地元農家と地域住民及び町外からの参加者総勢約700名が交流し、にぎわいを創出しました。

また、伊奈町産米を利用した農工商連携商品の開発を行い、日本酒や忠次せんべいを商品化しました。さらには伊奈町産米の消費拡大の目的につながる「米」(マイ) レシピコンテストを



▲伊奈町産「米」(マイ) レシピコンテストの様子

忠次プロジェクトから新たな農業の道へ

行いました。どれも素材の魅力を活かしたオリジナリティーあふれる美味しい作品が発表され、最優秀賞の「殿様カレーライスパン」をはじめとする人賞作品は、レシピカードにして公共施設等に配布し、伊奈町産米のPRを行いました。そのほか、忠次公イメージソングの作成や町外からの参加者を募った町内モニターツアー、忠次公の業績など歴史の見識を深める講演会などを実施しています。

忠次プロジェクト推進協議会の活動から新たに動き出した農業の取組としては、農家の有志による「伝統野菜伊奈のらぼう菜栽培会」が発足し、伊奈

氏ゆかりの伝統野菜の栽培普及を始めました。のらぼう菜とは、江戸時代後期に伊奈忠次公の子孫である伊奈忠宥(ただよみ)公がその種子を江戸近郊の村に配布し普及させたことによって、天明の大飢饉から人々を救ったと言い伝えられているアブラナ科の野菜です。町の新たな特産野菜として町民に浸透していくよつ、のらぼう菜を使ったレシピを紹介するなど、PRを展開しているところです。

伊奈町の農業は、1ha未満の小規模農家が多く、また、農業従事者の高齢化が進み、現在の担い手だけでは対応しきれない状況があります。それが全国的にも社会問題となっている、遊休農地問題です。伊奈町も例外ではなく、増えつつある遊休農地に頭を抱えています。

そんな現状を打開するべく、大針地



▲伊奈氏ゆかりの「のらぼう菜」

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたすら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間: 祝日、年末年始を除く月~金 午前9時30分~午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。

このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社

SJNK17-16682(2017.12.28作成)

フォーラム

区の農家団体である大針直売組合の協力のもと、その遊休化した水田で稲作を再開させる農地再生事業を平成30年度からスタートしました。官民が連携して、雑草が生い茂り荒れ果てた田んぼの再生に立ち向かった結果、秋には念願の稲穂が実り、無事にお米を収穫することができました。このお米は農地再生の軌跡の証、「奇跡の米」として販売を行い、多くの方に好評をいただきました。

今年には埼玉県のブランド品種「彩のきずな」を用い、特別栽培農産物米を生産し、学校給食に供給することも、将来は忠次米としてブランド化を計画しています。さらには大針地区をモデル地区とし、小規模経営を改善すべく中間管理事業を活用した規模拡大の動きが始まりました。同地区の3分の2にあたる18・5haが集約化され、将来は大型機械の導入を可能とするため、今後畦畔除去を行う予定となっているなど、農業振興の活性化が期待されます。

これらの忠次プロジェクト推進協議会と伊奈町の農業等の活動が評価され、令和元年11月18日、第58回農林水産省表彰行事のむらづくり部門において、関東農政局長賞を受賞しました。

いま、伊奈がおもしろい！

伊奈備前守忠次公という、徳川家康

の信望も厚く、関東から東海にかけて河川改修、治水、新田開発、街道の整備等を行い、民衆の生活を安定させ江戸幕府の財政基盤を築いた偉人が我が郷土伊奈町にいたということを誇りに思います。次代を担う子どもたちにもこの事実をしっかり理解していただき、埼玉県指定史跡に指定されている伊奈氏屋敷跡を大切に保存し守っていつてもらいたいと考えています。

伊奈備前守忠次公の名は、全国的にはまだまだ知名度が高いとは言えないため、これからも忠次プロジェクト推進協議会による各種事業を加速化させ、ゆくゆくは伊奈家とゆかりのある、埼玉県川口市や茨城県つくばみらい市と連携をとりながら、さらに顕彰を深め是非ともNHK大河ドラマの実現を図りたいと考えています。

令和2年11月1日、伊奈町は町制施行50年の節目を迎え、現在様々な記念事業を実施しています。これからも町民が安心して暮らせるよう「災害に強いまちづくり」に取り組み、「町民の誰もが笑顔で暮らせる」まちづくりを進めていきたいと考えています。そして「いま、伊奈がおもしろい！」「これから住み続けたい」「日本一住んでみたい」と思っていただけのような町の創造に向けて全力投球してまいります。

埼玉県伊奈町長 大島 清

金融知識を学べる

「資金調達入門研修」及び「資金運用入門研修」を開催します。

資金調達入門研修		
日程	会場	講義内容(予定)
10月7日(火)	東京 JA共済ビル カンファレンス ホール	10:00~11:30 制度編 I 地方財政制度の概要 II 地方債制度の概要
		12:30~14:20 金融編 I 地方債の金利の見方 II 実践スプレッド分析
		14:30~15:30 経済編 I 経済と金利 II 金融政策の動向 III 最近の経済の動きを知る
		15:30~ 個別相談会(希望者のみ)

資金運用入門研修		
日程	会場	講義内容(予定)
10月28日(水)	東京 JA共済ビル カンファレンス ホール	10:00~11:20 資金運用のリスクと管理 (基礎) I 資金運用のリスクと 留意点 II 預金のリスクと管理 III 債券のリスクと管理
11月10日(火)	熊本 ザ・ニューホテル熊本	11:30~14:00 資金運用のリスクと管理 (応用) I 資金運用のリスクマネジメント II 効率的な資金運用とリスク
11月13日(金)	大阪 TKPガーデンシティPREMIUM 大阪駅前	14:10~15:20 銀行を理解しよう I 経営情報の開示 II 銀行の経営環境の変化 III 指定金融機関
11月17日(火)	福島 ホテル福島 グリーンパレス	15:30~ 個別相談会(希望者のみ)

お知らせ

- 募集開始は8月下旬を予定しています。
- 「資金運用入門研修」は動画での配信も予定しています。(秋~冬頃公開)

※今後の情報は、機構ホームページまたは機構からの通知にてご確認ください。



※講義内容は予告なく変更する場合があります。予めご了承ください。

お問い合わせ先

金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く
地方公共団体金融機構
 Japan Finance Organization for Municipalities

ファイナンス支援課

☎ 03-3539-2677

✉ chihoushien@jfmo.go.jp

町村

ご当地キャラじまん

Vol.62

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

西ブロック



ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。今回は、西ブロック(中国・四国・九州・沖縄)からピックアップ。



天真爛漫な女の子。誕生日や年齢はひみつ。父母、弟、妹、夫、愛娘といった大所帯でにぎやかな獅子家の一員。好きなものはもちろん三木町の獅子舞。



三木町PRキャラクター

獅子家の舞ちゃん

香川県三木町

三木町で盛んな獅子舞から誕生した「獅子家の舞ちゃん」。獅子家の長女として生まれ、父・太鼓と母・鉦、弟・牡丹、妹・ひら、そして、町の姉妹都市であるカナダのデイスベリー出身の夫・獅音との間に、娘・幸と仲良く暮らす賑やかな一家です。

町の文化であり、貴重な伝統芸能である獅子舞のプロモーションを展開中。両親の結婚記念日の4月4日、獅子の日、に、「獅子家のハピハピダンス」でYouTubeデビューも果たしました。LINEスタンプや獅子グッズなども続々と登場し、町の老若男女に愛され、すっかり町の人気者です。三木町の獅子舞の素晴らしさを多くの人に知ってもらうため、これからも獅子舞愛を町公式インスタグラムなどのSNSを通じて発信していきます。

基山町イメージキャラクター

きやまん・きやまる

佐賀県基山町

2010年、基山町のイメージアップと町の魅力を発信する目的でデザインの公募を行い、同年12月の「基山町ふれあ・いフェスタ」の日から応募作品135点の一般投票を開始。上位10作品の中から、選定委員会により選ばれたのが「きやまん」です。町の豊かな自然と古代山城・基肄城を守る防人をモチーフに、頭には基山と秋光川がデザインされ、町花のつつじがあしらわれた兜をかぶっています。一方「きやまる」は2015年、基肄城築造1350年を記念して誕生したキャラクター。「きやまん」とは色違いで、喜びや幸せを連想させるという黄色の鎧兜を身にまとい、人々が交流するここで町のみなが幸せになつてほしいとの意味が込められているのだとか。最近、ふたりで力を合わせて、多くの人に基山町を知ってもらえるよう活動を続けています。



きやまんは2011年3月4日生まれ、きやまるは2015年7月29日生まれ。性別や年齢は不詳。性格もふたりの関係性も不明で、謎だらけ。鎧が重くて若干動きがゆっくらだが、何事にも一生懸命なふたり。

明治7年6月19日生まれ。御年146歳。優しくゆつたりした性格で、重話を語るのが得意。子どもの笑顔が何より大好きでタバコやお酒は嫌い。趣味は読書。好きな言葉は「継続は力なり」



玖珠町教育委員会マスコットキャラクター

くるりん

大分県玖珠町

玖珠町出身で口演童話家であり、日本のアンデルセンと呼ばれる久留島武彦の童話活動110周年を記念して生まれたキャラクター。2012年10月よりキャラクターデザインの募集を始め、寄せられた306作品の中から5作品が選ばれました。その後、町民総選挙で、町のシンボルともいえる山「きりかぶさん」の体に、久留島武彦の顔をモチーフとしたデザインに決定。名前は、町民からの公募案の中から、「くるりん」と全国各地を口演行脚した久留島武彦から「くるりん」の「きりかぶさん」の年輪から「りん」を取って、「くるりん」となりました。毎年5月5日に開催される「日本童話祭」で活躍するほか各種イベントにも参加し、久留島武彦を全国の方に知ってもらうためのPRに励んでいます。

次回は、東ブロック(北海道・東北・関東)からご紹介します

情 報

令和元年度 公有物件災害共済事業の概要報告

一般財団法人全国自治協会

一般財団法人全国自治協会は、地方自治法第263条の2の第1項の規定に基づいて公有物件(建物・自動車)の災害共済事業を行っている。本年6月17日開催の理事会の承認を得、同日の定時評議員会において、令和元年度事業報告及び決算について報告したので、次のとおりその概要を公表する。町村週報への掲載は、公有物件災害共済規約第18条の『地方自治法263条の2の第2項に定める事業の経営状況の通知等は、「町村週報」に掲載する』との定めによるものである。

建物災害共済事業

建物災害共済事業は、町村の所有する建物等が火災や自然災害等によって生じた損害を相互救済するため、昭和23年4月より地方自治法第263条の2(相互

救済事業経営の委託)の規定に基づいて、実施し、現在に至っている。

この間、共済委託町村並びに各都道府県町村会のご理解と多大な協力を得て事業を実施するとともに共済委託団体の財政負担の軽減をはかり、共済委託物件の

加入推進に努めているところである。

本年年度の共済基金分担金収入56億8、013万余円等を含む経常収益合計は、89億9、232万余円で、共済金28億8、528万余円を含む経常費用は、74億9、795万余円となり、異常危険準備金の

表(1) 建物共済受託実績

Table with 5 columns: 区分, 令和元年度, 平成30年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 共済責任額, 収入分担金.

表(2) 建物共済罹災状況

Table with 5 columns: 区分, 令和元年度, 平成30年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 支払共済金, 損害率.

(注) △印は減を示す。

表(3) 建物共済用途別罹災状況

Table with 5 columns: 用途別, 件数, 支払共済金, 損害率. Rows include 学校関係施設, 役場関係施設, 医療関係施設, etc.

(注) 損害率は総分担金収入に対する用途別の損害率であり、() は各用途別区分収入に対する用途別の損害率である。

表(4) 建物共済災害見舞金給付状況等

Table with 3 columns: 区分, 過年度罹災支払額, 令和元年度. Rows include 件数, 災害見舞金給付額, 未払費用, 合計.

繰入等を行った結果、当期一般正味財産増減額は1億2、753万余円の減となった。
本年度の受託及び罹災状況等は、次のとおりである。
1、受託状況
本年度の受託実績は、表(1)のとおりである。
受託件数は253、967件で、前年度比1、987件(同0・8%)の減となった。また、共済責任額は前年度比535億余円(同0・2%)減の22兆457億余円となった。収入分担金は56億8、013万余円で、前年度実績56億7、252万余円に比し761万余円(同0・1%)の増となった。
2、罹災状況
本年度の罹災状況は、表(2)のとおりである。
罹災件数は3、153件で、前年度より1、009件(同24・2%)の減となり、支払共済金は前年度より3億6、377万余円(同11・2%)減の28億8、528万余円となった。
なお、収入分担金56億8、013万余円に対する損害率は50・8%である。
3、用途別罹災状況
用途別の罹災状況は、表(3)のとおりである。
罹災件数はその他の施設が最も多く、支払共済金及び用途別の損害率においては環境衛生施設が最も高くなっている。
4、支払備金
既発生事故であって共済金が未請求となつているものについては、損害共済金を概算見積りの上、33億561万余円を本年度支払備金として計上した。
5、異常危険準備金
風水災、地震・津波等の巨大災害リス

情 報

表(5) 消防設備資金融資

貸付年度	貸付件数	貸付額	償還済額	本年度末未償還元金
平成25年度	71件	1,515,700千円	1,329,394千円	186,306千円
平成26年度	66件	945,600千円	708,616千円	236,984千円
平成27年度	89件	2,003,800千円	1,115,810千円	887,990千円
平成28年度	73件	2,437,900千円	916,968千円	1,520,932千円
平成29年度	69件	2,473,200千円	496,146千円	1,977,054千円
平成30年度	73件	2,549,500千円	0千円	2,549,500千円
令和元年度	106件	3,397,600千円	0千円	3,397,600千円
合 計	547件	15,323,000千円	4,566,934千円	10,756,366千円

表(6) 自動車共済受託実績

区 分	車両共済	賠償共済		合 計	
		対 物	対 人		
令和元年度	台 数	101,532台	105,591台	105,440台	312,563台
	収入分担金	1,191,393,570円	917,703,780円	494,443,160円	2,603,540,510円
平成30年度	台 数	103,572台	107,446台	107,297台	318,315台
	収入分担金	1,205,674,300円	919,861,220円	499,500,870円	2,625,036,390円
比較増減(%)	台 数	△2,040台 (△2.0%)	△1,855台 (△1.7%)	△1,857台 (△1.7%)	△5,752台 (△1.8%)
	収入分担金	△14,280,730円 (△1.2%)	△2,157,440円 (△0.2%)	△5,057,710円 (△1.0%)	△21,495,880円 (△0.8%)

(注) △印は減を示す。

表(7) 自動車共済損害状況

区 分	車両共済	賠償共済		合 計	
		対 物	対 人		
令和元年度	件 数	6,884件	1,544件	155件	8,583件
	支払共済金	1,338,127,988円	345,105,841円	114,543,541円	1,797,777,370円
	損害率	(112.3%)	(37.6%)	(23.1%)	(69.1%)
平成30年度	件 数	7,489件	1,825件	177件	9,491件
	支払共済金	1,254,597,597円	369,875,855円	104,468,968円	1,728,942,420円
	損害率	(104.1%)	(40.2%)	(20.9%)	(65.9%)
比較増減(%)	件 数	△605件	△281件	△22件	△908件
	支払共済金	83,530,391円	△24,770,014円	10,074,573円	68,834,950円
	損害率	(8.2%)	(△2.6%)	(2.2%)	(3.2%)

(注) 損害率 = 支払共済金 / 収入分担金

(注) △印は減を示す。

77万余円等を含む経常費用は、30億6、884万余円となり、異常危険準備金の戻入等を行った結果、当期一般正味財産増減額は、6、579万余円の減となった。

本年度の受託及び損害状況等は、次のとおりである。

1、受託状況
 本年度の受託実績は、表(6)のとおりであって、共済基金分担金収入総額は、26億354万余円で前年度実績に比し、2、149万余円(0.8%)の減となった。

共済種別毎の受託状況では、車両共済においては、101、532台で前年度比2、040台(2.0%)の減、収入分担金11億9、139万余円で、前年度比1、428万余円(1.2%)の減となった。

また、損害率においては前年度に比べ、車両共済が8.2%増加、対物賠償共済は2.6%減少、対人賠償共済は2.2%増加した。

3、支払備金
 既発生事故であって共済金が未請求となつてゐるものについては、損害共済金を概算見積りの上、本年度支払備金として772件、4億5、694万余円を計上した。

4、異常危険準備金
 事故故支払リスクに備えるため、41億6、566万余円を異常危険準備金として計上した。

5、諸積立金
 本年度末における基金積立金(財産収入をもつて造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は、128億8、891万余円となり、その内訳は、基金積立金50億5、432万余円、運営準備積立金78億3、487万余円である。

た。また、賠償共済においては対物賠償共済105、591台で前年度比1、855台(1.7%)、対人賠償共済105、440台で、前年度比1、857台(1.7%)、それぞれ減少し、収入分担金は対物賠償共済9億1、770万余円で前年度比215万余円(0.2%)の減、対人賠償共済は4億9、444万余円で、前年度比505万余円(1.0%)の減となった。

2、損害の状況
 本年度の損害状況は、表(7)のとおりである。

損害件数は車両共済で6、884件、前年度比605件の減、対物賠償共済は1、544件、前年度比281件の減、対人賠償共済は155件で前年度比22件減少した。

また、損害率においては前年度に比べ、車両共済が8.2%増加、対物賠償共済は2.6%減少、対人賠償共済は2.2%増加した。

クに備えるための異常危険準備金は98億6、070万余円となった。

6、災害見舞金
 災害見舞金は、自然災害(地震・噴火・津波による損害)に対して給付するが、本年度においては、表(4)のとおりである。

7、諸積立金
 本年度末における基金積立金(財産収入をもつて造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は358億4、666万余円となり、その内訳は、基金積立金338億7、009万余円、運営準備積立金19億7、657万余円である。

8、消防設備資金融資
 共済事業委託町村等に対する低利融資としての消防設備資金の貸付状況は表(5)のとおりである。

自動車損害共済事業
 自動車損害共済事業は、町村が管理、使用する自動車について生じた損害及び自動車によって生じた共済委託町村が被る法律上の損害賠償額を相互に救済するため、建物災害共済事業と同様、地方自治法第263条の2(相互救済事業経営の委託)の規定による共済事業として、昭和33年10月に発足し、現在に至つている。この間、共済委託町村並びに各都道府県町村会のご理解と多大な協力を得て事業を実施するとともに、本会による示談交渉を行い、早期かつ適正な解決に努めている。

本年度の共済基金分担金収入26億354万余円等を含む経常収益合計は、32億8、663万余円で、共済金17億9、7

情 報

令和元年度 町村職員生活協同組合・自動車共済事業の概要報告

全国町村職員生活協同組合

全国町村職員生活協同組合が行う火災共済および自動車共済の令和元年度事業概要および決算については、本年6月17日に開催された総代会の議決を得たので、定款の規定に基づき次のとおり公告する。

表1 貸借対照表

令和2年3月31日現在 (単位:千円)

Table with 2 columns: Category (Assets, Liabilities, Net Assets) and Amount. Total assets and net assets are 28,908,102.

(千円未満切り捨てのため、合計額があわない場合がある。)

表2 損益計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで (単位:千円)

Table with 2 columns: Category (Income, Expenses) and Amount. Total income is 12,629,046 and total expenses is 11,311,132.

(千円未満切り捨てのため、合計額があわない場合がある。)(注)△印は減を示す。

表3 令和元年度剰余金処分

(単位:千円)

Table with 2 columns: Item (Disposal of surplus, etc.) and Amount. Total disposal is 1,016,902.

表4 組合加入状況

Table with 4 columns: Category, Personnel, Number of Members, and Contribution. Shows growth in all categories from Heisei 28 to Reiwa 1.

(注) △印は減を示す。出資金額は預り出資金(1口100円未満の端数口数の累計額)631,910円を含む。

表5 火災共済加入状況

Table with 4 columns: Category, Policy Count, Number of Policies, and Premium. Shows an increase in policy counts and premiums.

(注) △印は減を示す。

表6 風水雪害特約共済加入状況

Table with 4 columns: Category, Policy Count, Number of Policies, and Premium. Shows an increase in policy counts and premiums.

(注) △印は減を示す。

事業概要 本組合は、消費生活協同組合法に準拠した職域生協として設立し、昭和29年4月より火災共済事業を開始した。また、町村職員の保有の自動車による不慮の自動車事故によって生ずる町村職員の経済負担に備えるため昭和42年4月より自動車共済事業を実施している。

両事業開始以来、事業内容の改善充実につとめ、協同互助の精神に基づき町村職員等の生活の安定に寄与することに最大限の努力を傾注し、今日に至っている。令和元年度の事業概要は下記のとおりで、組合員については、前年度比1,242人(0.7%)の減となった。退職者組合員は、93、914人のうち2、721人が令和元年度中に退職者組合員となった。火災共済事業は、契約件数で前年度より1、890件(2.4%)の減となり、共済掛金も前年度比2、394万(2.1%)の減となった。風水雪害特約共済は、契約件数で前年度より1、075件(3.8%)の増となり、共済掛金は前年度比1、608万(2.1%)の増となった。

また、風水雪害特約共済については、支払金額の増加により、前年に引き続き事業分量割戻金は見込みなしである。また、本年度における剰余金ももつて事業利用分量割戻金は、火災共済は35.5%、自動車共済が12.88%となる見込みである。また、本年度の事業概要は前年度より1、242人(0.7%)の減となった。退職者組合員は、93、914人のうち2、721人が令和元年度中に退職者組合員となった。火災共済事業は、契約件数で前年度より1、890件(2.4%)の減となり、共済掛金も前年度比2、394万(2.1%)の減となった。風水雪害特約共済は、契約件数で前年度より1、075件(3.8%)の増となり、共済掛金は前年度比1、608万(2.1%)の増となった。

情 報

表7 自動車共済加入状況

区 分	契約台数	共済掛金
令和元年度	181,525台	4,796,575,850円
平成30年度	184,798	4,895,878,680
比較増減	△3,273	△99,302,830
増減率	△1.8%	△2.0%
平成29年度	187,665	4,983,478,440
平成28年度	189,886	5,045,194,450

(注) △印は減を示す。

表8 火災共済金支払状況

区 分	火災共済金		臨時費用共済金		残存物取片づけ費用共済金		失火見舞費用共済金		合 計	損害率
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
令和元年度	513件	289,296,087円	517件	35,934,036円	127件	6,435,355円	2件	320,000円	331,985,478円	29.5%
平成30年度	595	456,376,757	596	44,092,009	188	13,171,257	2	800,000	514,440,023	44.8
比較増減	△82	△167,080,670	△79	△8,157,973	△61	△6,735,902	0	△480,000	△182,454,545	△15.3
増減率	△13.8%	△36.6%	△13.3%	△18.5%	△32.4%	△51.1%	0.0%	△60.0%	△35.5%	-
平成29年度	399	216,992,667	399	17,591,541	103	4,785,290	2	700,000	240,069,498	20.5
平成28年度	355	219,802,228	355	17,711,542	99	4,553,500	2	630,000	242,697,270	20.3

(注) △印は減を示す。

表9 風水雪害特約共済金支払状況

区 分	特約共済金		臨時費用共済金		残存物取片づけ費用共済金		合 計	損害率
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
令和元年度	253件	347,165,642円	253件	51,293,212円	50件	2,853,230円	401,312,085円	114.0%
平成30年度	276	262,933,500	276	38,028,185	84	4,076,193	305,037,878	90.8
比較増減	△23	84,232,143	△23	13,265,027	△34	△1,222,963	96,274,207	23.2
増減率	△8.3%	32.0%	△8.3%	34.9%	△40.5%	△30.0%	31.6%	-
平成29年度	135	102,229,065	135	14,791,661	27	1,176,606	118,197,332	35.5
平成28年度	113	75,303,487	113	11,283,288	36	903,304	87,490,079	26.2

(注) △印は減を示す。

表10 地震等災害見舞金支払状況

区 分	件 数	見舞金	一件当りの見舞金
令和元年度	11件	2,090,000円	190,000円
平成30年度	48	9,017,000	187,854
比較増減	△37	△6,927,000	2,146
増減率	△77.1%	△76.8%	1.1%
平成29年度	42	10,816,000	257,524
平成28年度	379	131,148,000	346,037

(注) △印は減を示す。

表11 自動車共済金支払状況

区 分	対物賠償共済		対人賠償共済		合 計		損害率
	件 数	共 済 金	件 数	共 済 金	件 数	共 済 金	
令和元年度	5,148件	1,275,849,899円	776件	501,000,242円	5,924件	1,776,850,141円	37.0%
平成30年度	5,678	1,303,049,398	801	660,159,250	6,479	1,963,208,648	40.1
比較増減	△530	△27,199,499	△25	△159,159,008	△555	△186,358,507	△3.1
増減率	△9.3%	△2.1%	△3.1%	△24.1%	△8.6%	△9.5%	-
平成29年度	5,846	1,352,883,021	858	664,688,208	6,704	2,017,571,229	40.5
平成28年度	6,245	1,397,844,070	797	883,182,050	7,042	2,281,026,120	45.2

(注) △印は減を示す。

表12 自動車共済臨時費用支払状況

区 分	傷 害		死 亡		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
令和元年度	24件	720,000円	5件	500,000円	29件	1,220,000円
平成30年度	33	990,000	5	500,000	38	1,490,000
比較増減	△9	△270,000	0	0	△9	△270,000
増減率	△27.3%	△27.3%	0.0%	0.0%	△23.7%	△18.1%
平成29年度	38	1,140,000	5	500,000	43	1,640,000
平成28年度	29	870,000	8	830,000	37	1,700,000

(注) △印は減を示す。



帰国後は東京で、「世界と日本の関係」を伝え考える、開発教育／国際理解教育に関する仕事をしていました。エネルギーや食糧などの多くを世界の国々に依存する暮らし。「持続可能」というキーワードを口にしたながら、この地球を次世代につないでいくために何をすべきなのかと難しい悩む中、東日本大震災が発生しました。「まずは自分の暮らし方から変えていかなければ」と思うように



青年海外協力隊員として活動する滝下さん

ボリビアと神山町の暮らしの共通点

青年海外協力隊員として、南米ボリビアで青少年活動をベースに「楽しい学び」の普及活動をしていた滝下智佳さん。

なり、出産を機に田舎暮らしを決意。生まれ育った徳島市の隣にある神山町の「地域おこし協力隊」に採用され、2015年に家族とともに移り住みました。

神山町は徳島県のほぼ中央に位置し、町の大部分を山林が占める人口約5、300人の小さな町です。町内には四国八十八カ所霊場の札所があり、お遍路さんをもてなす風土があるためか、閉鎖的でなく「とても風通しがいい」場所でした。

「驚くことに、私がボリビアで学んだ3つの大切なこと、『持たないことは不幸ではない』『教える、変えるより、伝える、共有する』『人と関わり合いながら暮らす』が、神山町には全てありました。町の人たちは温かく、暮らしはともくりエイティブ。昔からあるものと今のもの、新旧をうまく組み合わせる必要なものを作るなど、暮らしの知恵に感動し、私もそんな暮らし方をしたいと思ったのです」

青年海外協力隊経験を地域おこしの力に

地域おこし協力隊の主な仕事は、町の主産業である梅とすだちのプロモーションをおとして、町を元気にすること。これまで町には、加工が難しいことから、すだちの緑色を残した商品はありませんでした。そこで、静岡県でジャム屋を営んでいた

「日本も元気にする青年海外協力隊OB会」*のメンバーに相談。実際に神山町まで来てもらい、鮮やかな緑色のすだちジャムを商品化させることができました。

「青年海外協力隊経験者は、知らないコミュニティに入り込み、ヒトを巻き込みながら新しいモノを生み出す力が強みです。町内では、バングラデシュで活動していた協力隊経験者がゲストハウスを経営していますが、自身の経験を通じて今までにない楽しみを町に広げている姿には驚かされます。彼女の技はバングラデシュカレー。町の人たちはみんな彼女のカレーを食べていると思えますよ」

都市と里山を食で結ぶ その先には食文化の継承も

滝下さんは、地域おこし協力隊の活動が終了した現在も、神山町に定住。個人事業主として独立し、都内の飲食店に地元野菜を直送するほか、地域おこし協力隊によって名付



ブランド梅干し「神山ルビィ」

情 報

けられたブランド梅干し「神山人」の販売も続けています。

「神山人」は、塩と紫蘇だけで一粒ずつ丁寧に漬込んだすっぱい梅干しで、農家の顔が見えるギフトセットとして商品化されました。神山町では当たり前の梅干しも、都市部においては新たな価値が見出されます。町の人から梅を使った保存食の作り方などの暮らしの知恵を学び、それを学びたい都会の人とシェアする活動もしてきました。

「私のテーマは、都市と神山町を食で結ぶこと。外から来た者の役割として、作り手の想いやその価値が伝わるような売り方をするとともに、メディアへのアクセスが少ない農家さんに都会の反応を伝え、喜んでいただく。そんな橋渡し役を、これからも続けていきたいですね」

都市と里山を食で結ぶその先に、食文化の継承も見据えています。暮らしの循環が見え、生きている実感を与えてくれる神山町の暮らしの魅力を、滝下さんはこれからも発信し続けます。

町の課題「子育て世代の定住」に当事者として向き合う

もう一つ、今後の活動の軸として考えているのが子育て支援です。二児の母親でもある滝下さんには、豊かな自然や人とのつながりの中で子どもを育てたいという希望がありま

した。

滝下さんの夢は、木育を主体とする子育ての輪を広げていくこと。神山のような自然豊かな環境に暮らしていても、山や川で遊ぶ機会に限られています。自分の子育てだけでなく、地域や町の外の子どもたちと一緒に、親子で自然に親しむ機会を提供したい。「子育て世代の定住」という町の課題に対しても、当事者として主体的に向き合っています。



梅の木でお箸づくり

町長の後藤正和氏は、「子どもの数が減り、兄弟や遊び相手がいらないような状況です。幼い頃に自然の中で遊んだ経験は人格形成にも大いに役立つと言われていますので、滝下さんの構想が実現できると大変ありがたい」と、滝下さんの取組に期待します。

地に足をつけ自分たちの故郷をつくる決意

毎年12月になると、地元のお母さんたちが中心となった、ふるさと納税返礼品の田舎餅づくりに参加する滝下さん。ここは地域おこし協力隊の卒業生はじめ、内外から若いも若

きもが加わり、徳島弁のおしゃべりに花を咲かせる、幸せな場所になります。



田舎餅づくり

「来る者は拒まず去る者は追わず」のお遍路文化の中で、本気でこの地に足をつけて生きていこう、この町を元気にしようと考えている仲間たちの橋渡し役を担っている滝下さん。

「新旧のヒトやモノを巻き込み、町の暮らしを楽しみながら、自分たちの新しい故郷をつくっていききたいですね」

日本も元気になる青年海外協力隊OB会 代表 河内 毅さん



「日本も元気になる青年海外協力隊OB会」は、青年海外協力隊と帰国後の活動を通じて得た経験やネットワークを活かし、地域のキーパーソンや一員として地域づくりや街づくりに繋げていくことを目指しています。

青年海外協力隊経験者は、既にある素材を活用しながら新しいものを生み出すのが得意。そんなスキルを活かして様々な分野で活躍中のOBが全国各地にいるので、地域で何か課題が生じたときにも全国のOBと相談や情報共有などが行えます。地域の方々にとっては、途上国経験を持つOBの能力だけでなく、彼らの持つOBネットワークも活用できますので、地域おこしの可能性を広げるパートナーとして考えていただけたらうれしいですね。

滝下さんは、当会設立当初からのメンバーで、独立した現在も素晴らしい取り組みを続けています。これがロールモデルとなって、全国各地に広がることを期待しています。

青年海外協力隊員の行動力を全国の町村へ！

独立行政法人 国際協力機構の国内機関リスト

現在、新型コロナウイルス感染の世界的拡大のために、すべての青年海外協力隊員が日本に一時帰国し、国内での待機を余儀なくされています。彼らの多くがこの日本滞在期間を利用して、その行動力を日本の抱える問題に役立てることを希望しています。再派遣までの数か月といった有期の活動ですが、そんな彼らの「志」を皆さんの町村で活かしてみませんか？彼らに対してご関心があれば、JICA国内機関にお気軽に連絡願います。

JICA 北海道(札幌市)	Tel:011-866-8421	JICA 北海道(帯広市)	Tel:0155-35-1210
JICA 東北(仙台市)	Tel:022-223-4772	JICA 二本松(二本松市)	Tel:0243-24-3200
JICA 筑波(つくば市)	Tel:029-838-1117	JICA 東京(渋谷区)	Tel:03-3485-7680
JICA 横浜(横浜市)	Tel:045-663-3220	JICA 駒ヶ根(駒ヶ根市)	Tel:0265-82-6151
JICA 北陸(金沢市)	Tel:076-233-5931	JICA 中部(名古屋市)	Tel:052-533-0220
JICA 関西(神戸市)	Tel:078-261-0352	JICA 中国(東広島市)	Tel:082-421-6305
JICA 四国(高松市)	Tel:087-821-8824	JICA 九州(北九州市)	Tel:093-671-6311
JICA 沖縄(浦添市)	Tel:098-876-6000	JICA二本松/JICA駒ヶ根はJICA海外協力隊訓練所所在地	

随 想



随 想

イタリアーノひらお

ひらお 浅本 邦裕
山口県平生町長

わが平生町は、山口県東南部の室津半島に位置し、面積34・59km²からなり、東へ安芸灘、南へ伊予灘、西は周防灘という海上の無限の広がり有しております。また、この地には、縄文時代から、温暖な気候を求めて私どもの先祖が住みついたとされ、西日本有数といわれる岩田遺跡の存在においても確認することができま

す。特に神花山古墳は、5世紀前半に築造された前方後円墳で原形をとどめた西日本屈指の古墳であります。石棺から女性の人骨が発見され、鑑定の結果、この地を治めていた古代女王の存在が明らかになりました。復顔による女王像の設置をするなど、1つの観光スポットとなっております。

地形的には、室津半島の中ほどに大星山を有しており、438mの山頂からの景色は壮大で、四国山脈や大分の国東半島を臨むことができま

す。半島の屋根、つたいには風力発電の7つの風車がグルグルとまわっており、海岸線では、シーカヤックを楽しむ人たちも見受けられます。私も長年、東京での生活を送っており、この地を離れて生活してまいりましたが、ここ平生町に戻ってまいりまして、改めて「ふるさと」の良さをしみじみと噛みしめているところであります。もし都会から来町される機会があれば、この豊かな大自然の中で歴史と文化に触れることで、田舎の原風景を味わうことができるのではないのでしょうか。

さて、私は平成30年12月に町長に就任いたしました。現在、町民の皆さんと一緒に笑顔をあふれるまちづくりに向けて、各種の施策に取り組んでおります。

昨年5月から元号も「令和」と改まり、時を同じくして本町でも新たな取組を始めております。

本町は、対外的にセールスポイントに乏しく、アピールするものが少ない町です。町内を見渡してひとつひとつを見てみると、誇れるものは沢山あるのですが、観光PRや特産品PRの際には、インパクトに欠けるものばかりで、新たな魅力・付加価値が必要と感じておりました。そこで、本町の所在する山口県室津半島とイタリア半島が形状的に類似しているという点に着目して、イタリアをテーマとしたまちづくりの取組を進めることとし、「イタリアーノひらお」と銘打ち、内外に情報を発信している最中でありま

す。11月の産業まつりでは、町内4地区の産業まつりでは、町内4地区

昨年年度は、ロゴマークを作製し、庁舎をはじめ公共施設に掲示するとともに、愛らしいイタリアカラーのピンバッジも作製いたしました。10月には、毎年開催しております自転車レース「大星山サイクルフェスティバル」に、イタリア人プロ自転車レーサーを招聘し、大星山山頂までのヒルクライムレースに参加していただき、町民の皆様との触れ合いを楽しみました。

また、6次産業化を目指し、今年2月には、オリーブの苗木を地域おこし協力隊員と地元町民の皆様の手で町内の公園に170本余り植栽いたしました。公園の名称も「ATA Olive Park」と命名し、中学生が手作りの看板を作製してくれました。今年度も同程度の植栽を予定しております。

オリーブの木の成長に合わせ、その果実からオリーブオイルを搾取することはもちろんですが、イタリア野菜やレモン栽培も奨励してまいります。そしてこれらを当町の新たな特産品として育てていきたいと考えているところで

す。

「イタリアーノひらお」事業の進捗の傍ら、当町では、イタリア料理店、パスタ店、ピッツァ店の起業も歓迎していますので、ぜひお声をかけていただきたいと思います。お待ちしております。

今後とも全国に向けて、「イタリアーノひらお」を発信してまいりますので、是非、おいでませ!!平生町に。

